

医療従事者の働き方改革

平成も残り僅か、令和の時代を迎えます。令和天皇が即位される5月1日、及び即位令正殿の儀の執り行われる10月22日は、今年に限り国民の祝日となります。新天皇のご即位を皆さんとともに、心よりお祝いしたいと思います。

また、5月1日が祝日となることから、4月27日から始まる今年のゴールデンウィークは、祝日と祝日の間となる4月30日と5月2日も国民の祝日となり、5月6日まで10日間の大型連休となります。国内外への観光旅行や故郷でのリフレッシュを予定されている方も多いのではと思いますが、医療提供施設である病院・診療所や薬局等で混乱の生じることのないよう、その対策もきめ細かにしておかなければなりません。

さて、昨年7月に公布された働き方改革関連法案、その一部が4月から施行されました。一つは、時間外労働の上限規定です。これまで36協定で定める時間外労働の上限は、厚労省告示により定められていましたが、この法律の施行に伴い、原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情のある場合であっても、年720時間、月100時間未満と定められ、違反した場合には罰則が適用されることとなります。また、事業主は年10日以上、年次有給休暇を付与する労働者に対し、年5日以上の有給を取得させることが義務となっています。

一方、今回の上限規制の適用除外となった医師について、厚労省は「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書を公表しました。報告書では、我が国の医療が医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられており、健康影響や過労死への懸念、ライフワークバランスの高まりや女性医師の増加等を踏まえ、医療機関の業務マネジメント改革に加え、医師の需給・偏在や地域医療提供における機能分化・連携等の様々な課題への対策とともに医師の働き方改革を総合的に進めていくべきとしています。その上で、5年後の法施行時の勤務医の時間外労働の上限について、原則として一般労働者と同じとしています。また、臨時的に長時間労働の必要がある場合には、年960時間。更に地域医療の確保や医師の育成・研修に必要な医療機関については、年1860時間を上限としています。

また、薬局の調剤業務のあり方について厚労省は、薬剤師が調剤に関する最終的な責任を有することを前提に、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的考え方を示しました。この他、京都府内の病院では、当直勤務体制であった薬剤師等の医療従事者について、要員を拡充して交替勤務制を導入したとの報道もあります。

医療従事者の働き方改革を進めていくのと同時に、医療提供体制の効率化や

機械化等による生産性向上を図り、医療の質を確保していくことが重要となります。